

事業者の皆さまへ

インボイス

制度

令和5年10月から、

登録×切迫る！！

インボイス制度が開始されます！！

10月1日から登録するには9月30日までに申請する必要があります

※ 登録は任意です。

インボイス制度を知りたい



YouTube

動画で確認!!

● インボイス塾 (全4回)

第1回	インボイス制度概要編
第2回	インボイスの記載事項編
第3回	売手の留意事項編
第4回	買手の留意事項編

インボイス制度特設サイト



インボイス塾

検索

インボイス制度を聞きたい

TEL **0120-205-553**

インボイス制度に関するお問合せ窓口を設置しています。

「インボイスコールセンター」 開設時間 平日9:00~17:00

インボイス制度を個別に相談したい

疑問

「私はどうしたらいいの…?」

「インボイス制度で何が変わるの…?」

「免税事業者だけど何か影響あるの…?」

「登録しなかったらどうなるの…?」

インボイス制度の色々な疑問について、個別に相談できます。

インボイス制度個別説明・相談会の日程は、次のとおりです。詳しくは裏面をご覧ください。

令和5年8月7日(月)・9月8日(金)

上尾税務署

インボイス制度個別相談会開催日程

開催日	開催時間	定員	参加方法
8月7日 (月)	①10:00~11:00	各時間帯 3名	予約制 7/31(月)16時までにご予約をお願いします。 上尾税務署 個人課税第一部門 TEL 048-770-1804
	②11:00~12:00		
	③13:00~14:00		
9月8日 (金)	④14:00~15:00	個別に説明・相談を受け付けます。	予約制 9/1(金)16時までにご予約をお願いします。 上尾税務署 個人課税第一部門 TEL 048-770-1804
	⑤15:00~16:00		

開催場所・留意事項

北本市商工会 2階 会議室 (北本市宮内7-148)

- 会場の駐車場は限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。
- 会場への直接のお問い合わせはご遠慮ください。(上記の連絡先へお願いします。)
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、開催を中止する場合があります。

登録申請する必要あるの？

毎年、消費税の確定申告をしていますか？

はい

申告していません
(又は時々申告しています)

主な売上先は、どちらですか？

事業者

一般消費者

登録申請されている方が多いです

売上先(取引先)等と相談して、登録申請されています

説明・相談会に出席して検討されています

登録は任意で、登録後は、消費税の申告が必要となります。